

父江班) が主題として取り上げられました。また、昨年の 2006 年 5 月には「がん対策基本法」においても第 17 条第 2 項において「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と定められました。

このように、地域がん登録にとっては追い風が吹いていると思われそうですが、未だ対応すべき問題が残っています。それは、先に述べたいずれの法も「地域がん登録の実施」という直接的な表現を用いてはいないことです。私たちは、がん罹患の把握方法は「地域がん登録」による方法しかないことから、法の指し示すところは「地域がん登録」であると思っていますが、各道府県市の条例や個人情報審議会や審査会ではそのようには認めていないところも存在しています。

本協議会では、これらの問題に対処し解決をはかるために、幾つかの働きかけを行っています。1 つは、2006 年の 9 月の山形市での総会において「声明文」を發表し、「がん登録法(仮称)」の制定あるいは「がん対策基本法」のなかに「地域がん登録の実施」との記載を要望したところです。もう 1 つは、本年 2007 年 4 月より施行される「がん対策基本法」によって、政府は「がん対策推進基本計画」を策定する必要があり、都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定しなければなりません。そのため、厚生労働省のがん対策推進室が主催した「がん対策の推進に関する意見交換会」の第三回目の会で、多くの学術団体の 1 つとして地域がん登録全国協議会は要望を述べました。その骨子は 2 点で、1 つは「腫瘍登録士」の養成と資格認定のこと、もう 1 つは「地域がん登録を支える法的根拠を明確にさせていただくこと」です。いずれも「地域がん登録」の根幹に関わる場所ですので、慎重に根気強く要望して行く必要があると思っています。地域がん登録全国協議会の理事の方々をはじめ、関係者の皆様のご支援とご協力が不可欠ですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、もう 1 つの課題について述べておきたいと思います。現在、本協議会は任意団体であります。今後、「腫瘍登録士」の養成へ向けた技術的、人材的

支援を行う場合が生じること、また、研修会の実施や資格認定のあり方を検討するべきこと等に対処するために NPO 法人化が必要ではないかと思っています。しかし、法人化に向けては多くの問題を抱えています。今後、理事、登録会員、関係諸兄姉と検討を進め、法人化へ向けた働きかけが必要と思っております。

皆様のご支援を受けて、地域がん登録の益々の発展に貢献したいと念じています。(2007/1/15 記)

理事長退任にあたって

大島 明

大阪府立成人病センター調査部

1998 年 9 月の総会で指名をいただいてから 2 期 8 年間、理事、監事、顧問、専門委員の役員の皆様と会員各位の絶大なご支援とご協力のもとに、理事長職を務めてまいりましたが、2006 年 9 月の総会で岡本直幸先生に無事バトンタッチをいたしました。何とか無事に理事長職を務めることができたこと、また、本協議会が「保健衛生の分野において実際的な活動や研究を行い、すぐれた業績をあげた団体」として 2005 年度の第 57 回保健文化賞を受賞することができたことは、すべて皆様のおかげです。改めて深くお礼を申し上げます。

当初、事務局基盤の強化と国レベルでの地域がん登録事業の位置づけの強化を課題としてあげて取り組むこととしていましたが、1999 年以降の個人情報保護法制化の動きの中で、地域がん登録事業が「本人の同意を得ないでデータを収集し、利用している」のは問題だと指摘され、その対応に追われることとなりました。NEWSLETTER を読み返しても、「シンポジウム『がん登録等疫学研究における個人情報保護』のご案内 (No.6、2000 年 1 月)」、「報告 がん登録等疫学研究における個人情報保護」(No.7、2000 年 8 月)、「報告 個人情報保護法制化の動きと地域がん登録事業」(No.8、2001 年 1 月)、「報告 疫学研究に関する倫理指針案とがん登録事業の取扱いについて」(No.10、2002 年 1 月)、「巻頭言 疫学研究に関する倫理指針の施行と健康増進法の成立」(No.11、2002 年 8 月)、「巻頭言 個人情報保護法制の整備と地域

がん登録事業」(No.13、2003年8月)、「IARCの新しいがん登録における機密保持ガイドライン」(No.15、2004年8月)、「地域がん登録における機密保持ガイドラインの進捗状況」(No.17、2005年8月)と、個人情報保護関連のテーマに関して数多く執筆しています。しかし、会員各位のご理解とご支援、ご協力のもと、おかげさまで、地域がん登録事業に関して真摯な検討が広くおこなわれ、その結果次のように整理されました。

1. 健康増進法に基づく地域がん登録事業における診療情報の目的外利用と第三者提供については、個人情報保護法の本人同意原則の例外規定(公衆衛生の向上のために特に必要がある場合)の事例に該当するとされた(厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、2004年12月24日)。
2. 2006年6月に成立した「がん対策基本法」では「がんの実態把握」が条文化された。すなわち、「がん対策基本法」第17条の第2項において「国および地方公共団体は、がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする」と規定され、さらに付帯決議の第16項で「がん登録については、がん罹患患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価の不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上ならびに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること」とされた。

一方、地域がん登録事業への国レベルの関与に関しては、NEWSLETTERでは「報告 地域がん登録事業の今後の方向—国レベルの最近の動き—」(No.12、2003年1月)があります。ここでの議論などを受けて、「がんの罹患と死亡の激減を目指して」をキャッチフレーズに掲げて2004年度から開始された第3次対がん総合戦略事業の一つとして「がん罹患・死亡動向の実態把握の研究班(主任研究者:国立がんセンター祖父江友孝先生、実際にはがん予防等健康科学総合

研究事業として2003年度から)が発足しました。そして2005年5月厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部の設置と2005年8月がん対策推進アクションプランの公表や2006年4月の厚生労働省内におけるがん対策推進室の設置、さらには2006年6月のがん対策基本法の成立などのもとで、国家戦略としてのがん対策が位置付けられ、2006年10月に国立がんセンターにがん対策情報センターが開設されました。がん対策情報センターの重要な機能として、がんサーベイランス機能があげられ、がん生存率、がん登録の支援や全国集計を行うこととされています。ようやく、国レベルでの地域がん登録事業への積極的関与の体制が整ったといえます。このような中で、2006年9月本協議会は、首都圏で地域がん登録事業を実施されている神奈川県立がんセンターの岡本直幸先生に理事長をお願いし、事務局を大阪から東京に移すことになりました。今後、厚生労働省がん対策推進室との密接な連携のもと、国家戦略としてのがん対策の企画と評価のインフラとしてのがん登録の整備に向けてさらなる取組をお願いしたいと考えます。

なお、NEWSLETTERを読み返してみると、「論説 米国のがん死亡率・罹患率減少のニュースに接して」(No.3、1998年8月)、「論説 罹患率と死亡率から見た肺がんの推移…世界と日本…」(No.4、1999年8月)、「巻頭言 地域がん登録の果たした役割と今後の課題—保健文化賞を受賞して」(No.18、2006年2月)では、がん登録資料をがん対策に活用すべき、がん登録資料からみてわが国のがん予防戦略としてタバコ規制を当面の最大の課題として取り組むべきなどと述べています。「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」(FCTC)が2005年2月27日に発効してほぼ2年が経過しましたが、諸外国に比べると、日本のタバコ規制の取組みは依然として大きく遅れています。また、2006年12月26日の厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において喫煙率の数値目標設定を見送ることが了承され、かわって「喫煙をやめたい人がやめる」という訳の分からないスローガンを国民の健康づくりのガイドライン「健康日本21」に盛り込む方針とのこと(朝日新聞2007年1月7

日社説)。昨年9月の本協議会の理事長退任に続き、今年3月末には大阪府立成人病センターを定年退職しますが、今後は、タバコ規制の取り組み推進の運動に専念したいと考えています。わが国のタバコ規制の取り組みが進み、喫煙率が低下して、肺がんの罹患率・死亡率、そして全がんの罹患率・死亡率の明確な減少を地域がん登録資料で確認することが出来る日が早く来ることを期待しています。

「地域がん登録」制度の確立を目指して

岡本 直幸

神奈川立がんセンター

わが国の地域がん登録は32道府県1市で行われており、開始の時期をみると宮城県において昭和30年代から開始されています。ということは、約半世紀の歴史を持っていることがわかります。しかし、この半世紀のあいだ、国あるいは地方公共団体によって制度化されたことはありません。ただ、1982年に制定された老人保健法のなかで、「地方公共団体は地域がん登録を実施し、がん検診の評価を行うことが望ましい」とされ、この法律を契機に幾つかの府県で地域がん登録が開始され、わが国の半数以上の県で行われることになりましたが、届出や資料収集に関しては何の規定もされていませんでした。そのため、地域がん登録の要である精度については、幾つかの登録を除くと、国際水準からはほど遠い状態に置かれている状況です。10年ほど前から全国レベルで地域がん登録を開始した韓国では、すでに国際レベルの精度を誇る地域がん登録が運営されています。この韓国での精度向上の要因の1つが、がん対策法の元でがん登録への届出義務が制度化されている点です。他の国においても精度の高い地域がん登録は、殆どが法のもとでの地域がん登録への届出義務が制度化されています。

われわれ地域がん登録全国協議会としては、わが国においても「地域がん登録」制度の確立を要求するために、昨年の9月に山形市で行われました平成18年度地域がん登録全国協議会総会において「声明文」を公表いたしました。この声明の目的は、国民の多くの方々にわが国のがん対策を実効のあるものにするた

私たちは「地域がん登録」制度の確立に努めます — がん登録はがん対策の羅針盤です —

がんはわが国の死亡原因の第1位を占めており、がんで死亡する方の数は増加の一途をたどっています。いまでは生涯のうち男性では二人に一人、女性では三人に一人がかかる国民病となり、私たちの生活を脅かす存在となっています。いまこそ、有効ながん対策を推進することが緊急の課題です。

がん対策を計画、実行し、その成果を評価し、今後の対策に生かすためには、がんの実態（死亡率、罹患（発生）率、生存率など）を正確に把握することが必要です。死亡の実態は死亡届によって把握されていますが、罹（り）患や転帰（治療後の状況）の実態は「地域がん登録」によってのみ把握が可能となります。

この「地域がん登録」とは、がんを診断、治療した医療機関や死亡を確認した医療機関から、がんの診断・治療情報を集めて整理・集計・解析を行い、がんの予防と医療の進歩に役立つ情報を提供するシステムです。「地域がん登録」では多くのがん情報を集めるとともに、集められた情報の重複登録を避けるために個人識別指標（氏名、性別、生年月日、住所）も集めています。

欧米諸国では古くから「地域がん登録」が導入され、がん対策の評価や新たな対策の立案に活用されてきました。わが国においても昭和40年代から道府県市を単位として導入が開始され、現在では34道府県市で実施されています。しかし、それぞれの道府県市で集めているがん情報の質や量が欧米と比較して不十分な状況です。

さいわい、本年6月に制定された「がん対策基本法」の第十七条第二項において「国および地方公共団体は、がん患者の罹（り）患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定されました。（下線は事務局）

地域がん登録全国協議会の会員は、この「がん対策基本法」が目指す3大目標（がんの予防と医療の進歩、がん医療の均てん化、いわゆる「がん離民」の解消）に寄与する「地域がん登録」制度の確立を目指したいと願っています。そのためには、

- ・ がん情報を漏れなく集めること
 - ・ がん情報を提出する医療機関の「院内がん登録」を支援すること
 - ・ 資料の整理とがん患者さんの転帰の把握のために個人識別指標を集めること
 - ・ 登録された患者さんの生死を確認するために、国が保有する死亡情報や市区町村の住民基本台帳の利用において利便が図られること
 - ・ 集めた情報の管理・保管を一層厳密に行うこと
 - ・ 迅速な統計資料の提供を目指すこと
 - ・ 全国共通の地域がん登録とするための標準化を目指すこと
- が必須であり、これまでに国、都道府県、市区町村の協力を得て、積極的な活動を展開致します。

「地域がん登録」制度の確立に、国民の皆様のご理解とご支援をお願い致します。

平成18年9月
地域がん登録全国協議会 理事長 岡本直幸
(神奈川立がんセンター臨床研究所がん予防・情報研究部門)

めには、「地域がん登録」が重要な鍵を握っており、その資料が不可欠であることを理解していただくことが第1点です。次いで、国や地方公共団体に対して、政令等の支援によって精度の高い「地域がん登録」が運営できるように要望することです。この声明文がどれほどの効果を示すかは判然としませんが、根気強く、繰り返し要望してゆくことが肝要と思っています。

そのためには、地域がん登録全国協議会の理事の皆さん、登録会員の皆様方、地域がん登録を支援していただいている方々等のご理解とご支援が不可欠です。今後も「地域がん登録」精度の確立に向けた活動を積極的に展開して行きたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いする次第です。

地域がん登録の標準化と精度向上に関する第2期事前調査の概要

丸亀 知美

国立がんセンターがん対策情報センター

がん情報・統計部

第3次対がん総合戦略研究事業「がん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班（主任研究者：祖父江友孝）